

Social Action —アメリカにおける歴史的発展と批判—

冷 水 豊

序

- I. 前 史
- II. 理念的生成
- III. 実質的展開
- IV. 結語——批判と課題

序

戦後日本の社会福祉ないし社会事業の本質論争は、現在のところ、あまり生産的な展開をみないまま凍結している感が強い。所謂、政策論における「本質」と専門社会事業論における「固有性」ないし「専門性」とは、本来次元の異なる領域の問題である筈であり、それを同次元において対峙させようとするところに、論争の空回りがあるようと思われる。政策論における社会福祉政策の歴史的・社会的「本質」は、専門社会事業論の立場に立つ一部の論者が想定するような、機能における「非固有性」や技術（狭義）における「非専門性」を意味するのではない。というより、むしろ現代における社会福祉政策の本質は、一面では、従来のような、社会政策に対する単なる補充性だけでなく、機能における固有性と、技術における専門性を要請せざるを得なくなっている。しかしこの要請は、決して、政策の本質が基本的に変化しつつあることを意味しているのではないし、まして、本質が固有性や専門性によって説明可能になることを約束しているのでもない。¹⁾ 何よりもまず、政策本質の歴史的、社会的帰結と課題として、専門社会事業を位置づけることを迫っているのである。このように考えると、社会福祉ないし社会事業論争の凍結を開ける契機は、従来一部でなされてきたような「統合理論化」ではなく、むしろ今日の歴史的現実への下降と、そこでの社会福祉（社会事業）の再評価にあるのではないか。

本稿は、以上の観点に立って、アメリカ専門社

会事業の内部矛盾を最も鋭く突き出して来た Social Action（以下、S.A.と略す）の歴史的発展とその評価を通して、専門社会事業の今日における歴史的帰結と課題を明らかにするとともに、日本における「社会福祉運動」形成の一材料を提供することを目的としている。

S.A.の前史形態は、後述するように、アメリカ社会事業の成立に先立って展開されたにもかかわらず、アメリカの歴史的・社会的構造の特質は、これを専門社会事業の中で最も未発達の分野にとどめてきた。又、戦後日本においても、アメリカ社会事業の相似形的移植の故に、S.A.はアメリカにもまして不案内、未発達の分野としてあり、最近ではその必要性が強調されているが、なお、概念の混乱は著しく、内在的な評価も十分なされていない。

S.A.は、第一に、アメリカ社会事業の中で形成してきた行動体系であり、第二に、アメリカ社会事業の中でも、歴史的に幾つかの概念と実体を含んだ行動体系である。一見当然のことのように思えるこの空間的、時間的な前提是、現代日本において、S.A.論を展開しようとするときには極めて重要である。その根拠は、次の点にある。

(1). 戦後日本の社会福祉政策は、ほぼ一貫して政策主体の主導のもとに（すなわち、ほとんど運動主体の側の要件なしに）形成されてきたが、実態の貧困に反したその形式的・理念的整備（「福祉国家的」粉飾）によって、政策主体（国家）の体制的意図を貫徹する「統合機能」²⁾の中に、益々強固に組み込まれようとしている。従って、現代日本の社会福祉の最大の課題は、この国家による統合化に対抗する広い意味での運動、すなわち主体性の形成にあると言える。われわれは、この課題を、とりあえず「社会福祉運動」として実体化し、概念化したいが、未だそれが不明確であるが故に、類似のS.A.を論ずるに当っては、その時空的規定がまず明確にされなければならない。

(2). 専門社会事業の——従ってS.A.の——イ

デオロギー的批判は比較的易しい。われわれの課題が、専門社会事業の歴史的実体に即した内在的批判にあるとすれば、例えば S. A. を批判する場合、歴史的に発展の諸形態をもつ S. A. の、どれを、どう批判するのか。又、専門社会事業自体が、S. A. の歴史的発展に即して端的にみられるように、内部矛盾をはらんだ体系であるとすれば、単なるひとまとめの批判ではなくしに、内部矛盾の評価を含んだ批判はどういうふうに可能か。この意味での S. A. の時空的規定は、(1)における S. A. と<社会福祉運動>の不連続性追究に対し、両者の連続性の追究を予定している。

I. 1. 社会改良運動

アメリカ専門社会事業とその発生母胎である社会改良運動は、前者が後者から独立することによって体系を確立するという関係にあるが、その後の両者の歴史的相互作用は、社会改良運動の高揚期には専門社会事業が後退し、逆に、社会改良運動の後退期には専門社会事業が発展するという、謂わばシーソー関係にある。これをより内容的にいえば、両者は意識的に異質の行動と思想を強調し合ってきたのであり、両者の対立のうちに、アメリカ社会事業の内部矛盾が最も端的に露呈されてきたということである。S. A. は、両者の歴史的相互作用の一定段階に、社会改良運動が専門社会事業的な「科学性・専門性」に装備されて登場してきたものであると一応規定できるが、それは単に専門社会事業体系の中に整合的に統合されたことを意味しているのではなく、専門社会事業を内在的に批判する要素として、今日益々流動的になりつつあるのである。

以上の観点に立って、S. A. の歴史的発展段階を追ってみると、ほぼ次のようになる。

I. S. A. 前史（1880年代—1920年代）

1. 社会改良運動の発展（1880年代—1910年代）
2. 社会改良運動の後退—専門社会事業の生成（1910年代後半—'20年代）

II. S. A. の理念的生成（実質的停滞）—専門社会事業の確立（1930年代—'50年代）

1. S. A. 定義化の試み（1935年以降）
2. Community Organization の発展の中で

の副次的展開（1950年代）

III. S. A. の実質的展開—専門社会事業の統合体系化及び内部矛盾の増大（1950年代後半—'60年代）

1. Community Power Structure 研究からの影響（'50年代後半以降）
2. Mobilization for Youth や Community Action Program における政策対象者の組織化運動（'60年代）
3. Welfare (Rights) Movement ('65年以後)

以下、この発展段階にそって説明する。

社会改良運動は、周知の通り、一般に19世紀末から20世紀初頭にかけての資本主義の独占段階への移行にともなう社会問題の激発に対抗して、労働組合運動と並行して成立するが、アメリカにおいても例外なく、一方における熟練労働者による労働組合運動と並行して、未組織・不熟練・下層労働者に対するセツルメント運動を中心に展開された。ここでは、セツルメント運動の性格を以下の諸点に要約することによって、後述の S. A. の諸形態との対比に備えておく。

なお、本稿では、S. A. を一種の社会運動としてとらえるところから、以下の分析においては、これを、方法的に次にあげる4つの共通の構成要素に分けて論ずる。

(1) 運動の発生因ないしそれについての運動主体の認識

- (2) 運動主体及び運動対象
- (3) 運動目標ないし「変革」の意味内容
- (4) 組織化でのプロセス及び戦術

(1) 社会改良運動の発生因は、前述の通り、独占資本主義への移行にともなう社会的諸矛盾の激発であったが、セツルメント運動の主体は、これを、産業革命後のブルジョアジーと労働者の居住地の分離ないしは両者の交流の欠如、及びそれらに基づく前者の側での社会問題的認識（=問題が個人の責任でなく、社会の責任であるという認識）の欠如と、後者の側での無知及び文化的な遅滞とに見出した。

(2) 運動主体は、キリスト教社会主義者や社会理想主義者としての大学教授や学生といった、所謂進歩的インテリゲンチャであった。彼らは、問

題の責任主体を、自分たちをも含めた社会全体の中に見出していた。即ち、運動主体は、問題当事者＝政策対象者＝労働者・スラム住民ではなく、第三者＝中産階級インテリであり、運動対象も政策主体に見出されてはいない。

(3) 運動目標は、ブルジョアジーと労働者・スラム住民との交流を回復することであった。それは、まず第一に、孤立状態にあった労働者・スラム住民に対して、共同生活と人格的接触によって、自活の道を開くための教育と啓蒙活動をすることであり、第二には、それらの活動を媒介にして、ブルジョアジーに社会改良の必要性を目指させることであった。かくして、セツルメント運動がめざした「変革」とは、ほかでもなく、貧民及びブルジョアジー双方における社会的意識の変革と、それによる両者の和合のことであり、二次的には新たな社会立法の必要が叫ばれたとしても、それは、たかだか「将来傾けられなければならぬ」(E. デニソン) 努力目標にすぎなかった。

(4) 組織化プロセス・戦術という点からみた場合、セツルメント運動より少し先に移入され発展していたC O S運動に比しても、はるかに限定されたものであった。何故なら、この運動は、機構や組織を通じての制度的な関わりを極力排して、セシラー個人が生身でスラムに住込んで、隣人・友人として人格的接触を行なうことを主たる「戦術」としていたからである。

I. 2. 社会改良運動の後退と専門社会事業の生成

全般的危機段階への突入にもかかわらず、第一次大戦を契機に急速な相対的繁栄を示したアメリカ資本主義が、その剩余の一部を社会改良運動に対する一定の譲歩として慈善事業に寄付するに及んで、慈善事業は、「近代的」な社会事業へと発展する。しかし、アメリカにおける社会事業の「近代化」が、労働運動や社会改良運動を背景のひとつにもちろん、アメリカの歴史的・社会的構造特質の故に、³⁾ 国家の政策・制度の前進よりもむしろ民間部門を中心とした社会事業従事者の心理主義的な専門技術の開発へと志向していくことは、ここでも改めて確認しておく必要がある。

即ち、アメリカにおける社会改良運動は、発達した独占資本の譲歩に吸収されるとともに、専門社会事業に分化・変身することによって、一定の「社会性」「批判性」を喪失していき、再びその内実が要請された時には、S. A. という専門社会事業の一行動体系としてであった。なお、当時の専門社会事業の中で最も発達の遅れていたと言われるコミュニティ・オーガンゼーション(以下C. O. と略す)ですら、1920年前後のコミュニティ研究や社会病理学の成果を背景にして成立していたことは、⁴⁾ 後述のS. A. とC. O. の不連続性を説明するひとつの材料である。

II. 1. S. A. 定義化の試み

前述の発展段階の図式で既に明らかにしておいたように、S. A. の生成は、「理念的」と「実質的」の二段階に分けて考えられ、しかもその間が相当長期にわたっているのが特徴である。言い換えば、S. A. は、比較的早くからアメリカ専門社会事業の中でその必要性を認められていくながらアメリカにおける資本主義と社会事業の構造的特質に規定されて、著しく発達が遅れたということである。

S. A. の理念的生成は、1934～35年頃に始まると言われるが、⁵⁾ これが、'30年代に入り一転して破局的大恐慌にみまわれたアメリカ資本主義の危機と、労働・社会問題の激発、その反映としての労働・社会運動の高揚を背景にしていることは言うまでもない。ところで、ここで重要なことは次の二点である。

ひとつは、「社会改良に対する重要な関心を避け……内省的になり……個人の問題との関連における機能と技術へその関心を奪われてしまった」⁶⁾ 専門社会事業に対する批判を媒介にして、S. A. は生成してくるのであるが、その批判があくまでも専門社会事業の枠内での自己批判でありそれを補完する意義を出なかつたことである。もうひとつは、上述のことを一要件としているが、ニュー・ディールや社会保障法等の修正資本主義的諸施策の拡充によって、'35年以降、S. A. への意欲は、再び急速に減退し、逆に専門社会事業が以前にもまして非制度志向的な技術体系へと確立していくということである。

極言すれば、S. A. の理念的生成は、長期的・相対的に安定していたアメリカ資本主義の急激な陥没に対する言わばショック反応として現われたにすぎず、ケインズ的修正をいち早く施して立ち直った'50年代までのアメリカ資本主義のもとでは、現実的に発展する契機をほとんど持ちあわせなかつたということであろう。

従って、この期のS. A. は、多様な定義化の試みと、'50年代になって特に発展をみるC. O. の中の副次的展開にとどまつた。

Lee, P. や Coyle, G. L. に始まる定義化の試みは、⁷⁾ 社会事業の概論書や、社会事業年鑑、あるいは全米社会事業会議の報告書等に多数見られるが、理念的模索の当然の帰結として、一様に抽象的で、相互にかなりの差異がある。定義の紹介は日本でも既にいくつかなされているので、⁸⁾ ここでは、比較的整つていると思われる Hill, J. L. のものを一例として掲げるにとどめる。

「社会と経済との基礎的な諸条件と諸状勢とに力を及ぼして、大衆的諸社会問題の解決と社会的福祉水準の向上を計ろうとする組織された集団の努力である。ソーシャルアクションは、通常、物理的強制力すなわち暴力以外の何らかの形の公共的な圧力を伴なう。」⁹⁾

なお、この定義化の試みは、S. A. の立ち遅れを反映して、今日でも続いている。¹⁰⁾

II. 2. C. O. の中の副次的展開

1920年代に、民間社会事業（機関）の連絡・調整を中心とする技術として生成してきたC. O. は、'30年代、'40年代と、アメリカ社会の「大衆社会化」及びニュー・ディール等社会的政策の拡充に伴なう国家権力の地域支配強化という状勢の中で、次第に政府の地域政策の要請に答える技術（論）へと展開していく。もっとも、Rothman, J. も言うように、当時においては、Lane, R.P. (1939年) や Newstetter, W. I. (1947年) の文献に見られるように、未だ定義的・哲学的な論述にとどまり（もちろん、S. A. よりははるかに進んでいたが）、本格的展開をみせるのは、'50年代に入ってからである。¹¹⁾

'50年代、アメリカは、冷戦激化とアジアへの帝国主義的支配という对外政策を強める一方、国

内的には「豊かな社会」を標榜しつつ、反共治安政策（マッカーシズム）と、大衆社会化とともに解体しつつあった伝統的な民主主義的コミュニティの再組織・再統合政策を進めた。ここではC. O. に立ち入って議論する余裕はないが、こうして発展してきたC. O. の中に副次的に組みこまれていったS. A. の性格を明らかにしておかなければならぬ。

定義化の試みが、理念的にせよ、目標、展開の場、対象とする問題、組織化の用具・戦術等いずれかにおいて、一様にC. O. とは独立の体系として規定しようと努力するのに対して、ここでは、S. A. はC. O. の下部体系として位置づけられる。¹²⁾ S. A. をC. O. の下部体系とする根拠として、Dunham, A. は次のものをあげる。①立法・規則化・行政的決定といった権力を伴なう裁可の追求（＝S. A. 機能）も、社会福祉ニードと資源の適合をはかるというC. O. のひとつの仕事である。②S. A. は、C. O. の諸機能の中で、社会福祉計画の発展と、福祉水準の向上という二つの特殊な機能に、立法を通じて関与する。③C. O. とS. A. は、特に、問題・ニードの解釈、組織化、奨励といった分野においては、共通の方法を用いる。¹³⁾

要するに、ここには、'50年代アメリカが、国内政策的にはニューディール時代と違って（後述の'60年代とも違つて）、「変革」よりは「統合・再組織化」をまず要請していたという客体側の要因と、S. A. を理念的・抽象的レベルから、より現実的レベルへ移すことによって、専門社会事業の中に統合させたいという専門社会事業側の意図が作用していたとみることができよう。しかし、こうした展開が十分な成果を生み出し得ない間に、「変革」の'60年代は、いやが上にもS. A. をC. O. から分離させ、また専門社会事業全体に対して一定の批判をはらんだ体系として、独自の展開を現実化させていく。

III. 1. 専門社会事業の統合体系化と、コミュニティ権力構造研究からの影響

S. A. の本格的な展開は、既述の通り1960年代に入つてからであるが、その基礎的条件は、'50年

代後半にはほぼ形成されたといっていい。そのひとつは、専門社会事業の統合体系化であり、もうひとつは、Community Power Structure (C. P. S.) 研究であろう。

'50年代後半、「大衆社会」状況の一層の進行とともに新たな諸矛盾の多様な発生は、従来の個別科学による単独のアプローチでは十分にこれらをとらえきれなくさせ、人間に關する諸科学の統合化を要請したが、専門社会事業においても、それまで個別に発達してきたケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガンゼーションを社会学、心理学、文化人類学等の成果を吸収しつつ、統合理論として体系化する方向へと進んだ。

'58年、全米社会事業協会 (NASW) によってまとめられた「社会事業実践に関する作業定義」¹⁴⁾は、その端的な一例であろう。こうした傾向は、専門社会事業の内部での30年代初頭につぐ第二の自己批判のあらわれであるといえるが、第一の自己批判期と違って、①専門社会事業自体が、技術的には個別分野ごとに相当発展していたこと、②専門社会事業の「公的」政策化が進行していたことによって、社会構造・社会変動（そのとらえ方自体には問題があるとしても）との関連を追求する中での統合理論化が進められたところに特色がある。

従って、S. A. の強調も、単なる心理学的技術至上主義への反撲として理念的にとりあげられるのではなく、アメリカ社会の急激な構造変動に、専門社会事業が総合的に如何に対応していくかという文脈の中で、S. A. は、現実的にどのような意義と役割をもつかという形でなされた。¹⁵⁾ それは、前期のC. O. への組み込みによる統合化にもまして、専門社会事業総体にとって不可欠の補完的一亜体系としてその意義と役割が強調されたことを意味している。しかし、そのような専門社会事業の側からの意図にもかかわらず、'60年代におけるS. A. の実質的生成過程が、必ずしも専門社会事業体系の中に整合的に統合されていく過程でなかったことは先に触れておいた通りである。これを専門社会事業の側から言うなら、それまで外的・理念的な批判者であった社会改良運動やS. A. に、実質的に自己の一亜体系としての地位を与えるをえなくなることによって、その内部

矛盾を益々明確にしてきたということである。

次に、S. A. の実質的生成のもうひとつの基礎条件となったC. P. S. 研究に言及しておく。'50年代（とくに後半）以降、アメリカ社会学及び政治科学の分野でコミュニティ権力構造研究が発展することになった背景には、「大衆社会」化によるアメリカ地方コミュニティの危機克服という政策科学的志向があったことは、一般に認められているところであるが、¹⁶⁾ その先駆者ともいべきHunter, F. が社会事業出身であったにもかかわらず、'50年代には、社会事業とC. P. S. 研究との間にほとんど交通がなかったことは何を意味しているか。ひとつは、アメリカにおいて一般的傾向としてあった社会事業と社会科学の相互交通の稀薄性ということであり、今ひとつは、専門社会事業の脱政治性ということであろう。ここでは、特に後者に注目する。Wade, A. D. もいうように、確かにアメリカの専門社会事業の中では、「政治というものは汚ない仕事で、それに従事することは、われわれの尊厳を引下げる事になる」¹⁷⁾ という考え方方が支配的なのだろう。しかし、こうした精神性が眞の原因ではない。社会事業に「政治忌避的」精神風土を植え付けたアメリカの歴史的・社会的構造特質をこそ、われわれは重視しなければならない。従って、逆に、'60年代に入って、C. P. S. 研究の成果を導入することによって、一定の政治的視角をもったS. A. が生成してきたのは、画期のことであったと言わなければならない。

なお流動的であるが、現在のところC. P. S. 研究がS. A. に与えていると思われる影響は、ほぼ次の点にまとめられよう。¹⁸⁾

① パワー (power) という政治的概念の導入により、S. A. を政治的な行動体系として明確化した。

② 社会改良運動から引き継いだ抽象的な変革のイメージを、パワーをめぐる政策決定過程のダイナミックスとして科学化した。

③ コミュニティを、平板な機能的連関の総体から、階層構造・権力構造として立体的に把握する視角を与えた。

III. 2. Mobilization for Youth (青少年非行防止のための動員) や, Community Action Program (貧困防止のためのコミュニティ行動計画) などにおける政策対象者の組織化運動

1960年代, アメリカは, '50年代からの対外的後退局面を, 一方でソ連との「平和共存」, 他方で中国との直接的対決という二面戦略によって切り抜けようとするが, その矛盾は, ベトナム戦争の泥沼的展開となって露呈された。国内的にも, '50年代にふりまかれた「豊かな社会」の幻想が, ぼう大な貧困の存在と,¹⁹⁾ 黒人運動の激発によって打ち碎かれ, 深刻なドル危機もあいまって, 根源的危機の様相を深めた。このような中で, '50年代を特徴づけた「統合・再組織化」は, 自ずから色あせ, 「変革」と「抗争」がこの年代を支配する。社会事業の分野にも, その変化が反映しない訳ではなく, 例えば Grosser, C. F. は, その事情をC. O. の体質変化として次のように述べている。

「過去5年間 ('62～'67年), 連邦政府の包括的な諸計画の影響を受けて, C. O. プラクティスは大規模に変化を遂げた。それは, 募金や協議会による社会計画, それに全国の社会福祉機関への職員配置に限られていた方法から, 大規模なグラス・ルート組織ないし政治領域への参加に変ってきた。福祉サービスの秩序だった分与に関する方法から, 社会変動や, 制度及び環境の変革によって, コミュニティの諸集団に益することにも重点を置くようになった。改善や合意を多く使う方法から, 意識的に抗争や権力の行使を含むようになった。C. O. は, 側面から援助する(enabling)だけでなく, 参加させる(initiating)方法を加えた。更に, それは, エリートと協働するだけでなく, 弱い貧困者とも協働するようになった。更に, それは, 社会機関を支援する機能だけでなく, 機関を批判する機能をつけ加えた。」²⁰⁾

ここには, 従来のC. O. への批判を媒介にして S. A. が実質的に生成してくる (Grosser, C. F.

は, 未だ S. A. としては範疇化していないが) 際の両者の不連続面が適確に述べられている。²¹⁾

'60年代の S. A. は, このC. O. からの分離の度合, 言い換えれば C. O. への批判の強弱によって二つの範疇に分けることができる。ひとつは, Mobilization for Youth (MFY) や Community Action Program (CAP) などに典型的に見られるような, 貧困者ないしは低所得階層を中心とした社会福祉政策の対象者の動員組織化の運動であり, 今ひとつは, 最も新しく, C. O. や専門社会事業に対して最も根底的な批判をはらんでいると思われる Welfare (Rights) Movement (福祉(権)運動) である。

MFY や CAP の運動は, いずれも政府の財政的援助のもとに, 非行少年や貧困者などの政策対象者自体を, 非行や貧困の撲滅計画に参加させる (例えば, 計画機関に貧困者や非行少年を雇用させる) というものである。²²⁾ 財政的援助からも明らかのように, 上からの行政運動といった要素が強いが, これをあえて S. A. の範疇に入れるのは, 次のような C. O. との不連続性を評価するからである。

(1) 運動の発生因ないしそれについての運動主体の認識。コミュニティを変動的で抗争的な権力構造とみなし, そこで社会問題は, 貧困者や低所得階層に集約的にあらわれるとされる。Morris R. と Rein, M. は, 現代アメリカのコミュニティは, 過去のような統合的で安定したものでなくなり, 激しい人口移動と包括的なコミュニティ・ゴールの崩壊の中で抗争・闘争・不確定性・不安が充満しているとして, 安定したコミュニティに対応していた従来のC. O. では最早対応できないと述べている。²³⁾ 社会変動, コミュニティ変動に対する関心と認識は, 既に '50年代のC. O. 論の中に, 工業技術革新→産業化・都市化→伝統的コミュニティの崩壊→混乱・不安という一定の図式で見られるが,²⁴⁾ '60年代のS. A. 論では, コミュニティの問題が階層的に——とくに, 貧困層・低所得階層・少数集団に——現われることに注目している点が重要である。²⁵⁾ このような視角は, おそらく前述の C. P. S. 研究から受け継いだものであろうが, ここでは, 貧困者や低所得層のパワーを問題にしている点が, 主としてエリートやり

ーダーのパワーを問題にしてきた C. P. S. 研究に比較しても、一定の革新性を有しているといえるのではないか。

(2) 運動主体を低所得階層・貧困者など社会福祉政策の対象者に限定。従来の C. O. は、コミュニティを平板な機能的連関として把握するところから、「住民参加」や「市民参加」が主張されても、そこには全ての者が対等の立場と機会をもって参加し得るという前提があった。ところが、こうした所謂「総ぐるみ的」(federated) 動員は、「安定したコミュニティ」に対応した楽観的な「ユートピア主義」以外のものでなく、²⁶⁾ 現実には、有閑中産階級の第三者的運動となり、低所得階層や貧困者は完全に閉め出されてきたのである。²⁷⁾ これに対して M F Y や C A P の運動は、何よりも、党派性 (partisanship) をもった階層的動員²⁸⁾においてその革新性を評価されるべきであり、前述の社会改良運動との不連続性もこの点において最も明瞭である。

次に、運動主体に直接関係のあるソーシャル・ワーカーの役割について。この問題は、専門職としての役割や機能に常に強い関心を払ってきた専門社会事業では、早くから取り上げられてきた。²⁹⁾ どの分野でも伝統的に強調されてきたワーカーの役割は、所謂「側面的援助者(enabler)」としての役割であるが、これがクライエントの「自己決定」(=自助) という立てまえのもとに、ワーカーの政治的中立ないし没価値的な調整的態度を助長してきたことは否めない。抗争的権力構造としてのコミュニティにおいて、党派的な階層動員を推進する M F Y や C A P が、このようなワーカーの役割に限界を見出すのは当然であろう。M F Y では、その限界を克服する為に、①「仲介者としての役割 (the broker role)」や ②「弁護者としての役割 (the advocate role)」が提唱されたという。³⁰⁾ ①は、対象者の自発的行動を重視する「側面的援助者」の役割から一步進んで、一定の階層を集合的に制度・資源に結びつけようとするものであったが、それはどうしてもインフォーマルな小規模集団への啓蒙的・教育的機能にとどまらざるを得ず、政策の変革には有効ではなかったと報告されている。³¹⁾ ②は、この類型の S. A. において最も強調されている役割で、階層構

造的なコミュニティにおいて、集中的に矛盾をこらむっている貧困者・低所得階層を組織化するためには、「対象者集団」(client group) の立場に立って、制度に挑戦しなければならないとしている。

以上のような革新性 (=C. O. との不連続性) にもかかわらず、この類型の S. A. が、冒頭で規定したような「上からの行政運動」の域を脱しえなかつたのは何故か。以下、その限界の所在を探ってみよう。

(1) 運動主体と運動対象(=政策主体)の未分化・癒着 (=運動主体における主体性の脆弱性)。政府の財政的支援ということ自体、運動の独立性の維持を著しく困難にするわけで、上からの操作・圧力を排して主体性を確保するためには、既存の制度・機構に依存しない「抵抗」のパワーが不可欠となる。しかし、実際には、C A P では、ほとんどのコミュニティで主体的な貧困者の組織化は成功しなかったと報告されている。³²⁾

また、運動主体と運動対象の癒着は、その媒介的位置に立つワーカーの役割にも反映する。「仲介者の役割」、まして「弁護者の役割」の遂行は、明らかにワーカーと機関・組織との間に厳しい緊張関係を生み出す。この運動を行政運動から脱皮させるひとつの原動力は、ワーカーがまず対象者集団の側に立つことを、明確にすることであり、またそれを可能にする運動主体の組織的基盤や構造を構築することであろう。³³⁾ しかし、実際には、この点でも、ワーカーの役割が非常に「穏健」であったと報告されており、この種の運動の限界を物語っている。³⁴⁾

(2) 運動目標の曖昧性。運動主体と運動対象(=政策主体)の癒着は、運動目標に反映し、貧困や非行に關係する「官民双方の利害関心の協調」³⁵⁾ といった極めて曖昧なものになる。このことは、運動の発生因である社会的問題を、不利益層としての貧困者や低所得階層に集約的に見出し、彼らを運動主体として動員するとしても、彼らに主体的・抵抗的なパワーがない限り、その運動は政策の効果・効率をあげるという政策主体の目標を達成するためのものにならざるを得ないことを示している。

(3) 限定された戦術。従来の C. O. が、理性・

知識の民主的交流（＝討議）による合意・説得を主要な戦術にしていたのに比べると、（とくにM F Yにおいては）かなり「抗争的」「反制度的（noninstitutionalized）」戦術（例えば、決起大会、ピケ、デモなど）がめざされたようであるが、実際には全体的に「現状維持的な方法」が用いられ、この運動を対立抗争の少ないものにしたようである。³⁶⁾

III. 3. Welfare (Rights) Movement (福祉(権)運動)

福祉(権)運動は、1965年以降登場することになった最も新しいタイプのS. A.であり、Paul, J. E.によれば、「公的扶助受給者が、福祉制度体系の中で市民権を守り、諸条件を改善させようとする最近の組織的試みのことである。」³⁷⁾ この運動が全国的規模で本格的に展開されるようになるのは、'66年6月の福祉権デモ（16都市で5,000人参加）と、このデモを契機に同年8月、23都市から75の福祉権集団の代表100人が、シカゴに結集して福祉権集団の全国調整委員会（the National Coordinating Committee of Welfare Rights Groups）を結成、更に、全国的運動の指導部をワシントンの「貧困及び諸権利に関する活動センター」（the Poverty/Rights Action Center）に設置してからであると云われる。その後、「67年2月、ワシントンで福祉権大会が開かれた時には、運動は23州とコロンビア特別区に及び、173の福祉権集団が参加するようになった。」³⁸⁾

'65年が、アメリカにおいても極めて重要な歴史的時点であることは、今日既に内外で認識されつつあるが、ベトナム戦争のエスカレーション（'65年2月、北爆開始）にともなう反戦運動の高揚、公民権法の成立にもかかわらず急進化・反体制運動化した黒人運動等が、この福祉(権)運動の生成に与えた影響は、少なからずあると思われる。この点の解明は、運動の本質をさぐる上で重要であるが、本稿では今後の課題として残さざるを得ない。³⁹⁾

この運動は、意図すると否とにかかわらず、前述したM F Y—C A P型のS. A.の限界を克服するという課題を担って展開されている。

(1) 運動の発生因ないしそれについての運動主

体の認識。M F Y—C A P型のS. A.が、抗争的権力構造の最下層に矛盾の集約的現出を見出していたにもかかわらず、運動主体と運動対象（政策主体）の癒着によって、その認識が多分に行政的観点からのものに傾いていたのに対し、この運動は、何よりも行政の管理・統制強化に対する強い反撥に依拠している。福祉運営の管理強化は、ひとつには、'62年の社会保障法の改悪に端を発しているといわれるが、それは、自ずから貧困者や低所得階層の福祉諸権利の侵害とそれからの防衛の問題をそ上にのせることになった。⁴⁰⁾

(2) 運動主体及び運動対象。M F Y—C A P型のS. A.において、既に運動主体の範疇は政策対象者に限定されていたから、ここで問題となるのは、運動主体の主体性、ないし、そのパワーの源泉（source of power）である。Paul, J. E.は、この運動の性格を、次のように端的にとらえている。

「貧困者たちは、ただ、政府に社会的条件の変革に力を貸すように要求しているのではなく、彼らが反対している福祉制度をつくり、維持し、永続化させようとする政府と衝突しているのである。」⁴¹⁾

ここには、上からの動員（＝参加）にすぎなかったM F Y—C A P型から、政策主体との分離・対決を通して主体性を確立してきている事が読みとれる。ところで、主体性の形成には、運動主体と政策主体の分明な区別と同時に、運動主体の側のパワーの拡大が要件となる。これについては既に Bisno, H. が、「一定の危惧」を抱きながら示唆しているが、⁴²⁾ C. P. S. 研究の影響を受けて、最近ようやくその分析は本格的にとり組まれ始めた。例えば、Brager, G. らは、Rossi, P. H. の挙げた6つの「社会変動を誘導するパワーの主要な源泉」に対して、低所得集団が活用し得るパワーの源泉は、その社会的位置によって明らかに制限されており、たかだか、「数」と「公衆の注目の浮動的な影響力（the disconcerting effect of public attention）」——具体的には、支援団体や同盟者、理解ある機関、政治行動グループ、有力者など——があるだけであると言っている。⁴³⁾ Rothman, J. も、ほぼ同様に、数の力と大衆組織の必要性を強調している。⁴⁴⁾ この外、経済的位置

と社会的地位を決定因子として福祉受給者の集団を「福祉階級 (welfare class)」として範疇化し、①その階級的自負、②福祉階級に固有の生活様式・イデオロギー、③階級の目標とそれを達成する方法の三つをパワーの源泉とした。Eisman, M. 中産階級的な意識・生活様式への反撥として、少人数種や貧困者の生活様式・文化的伝統にパワーの源泉を見出そうとした Riessman, F.⁴⁵⁾など、いずれも未だ端緒的な問題提起の域を出ていないとしても、S. A. 理論の中核的部分として今後の発展が注目される。

次に、ワーカーの役割も、M F Y-C A P型の「弁護者的役割」の限界克服が課題とされる。Eisman, M. によれば、「弁護者的役割」の欠陥は、①なお受給者のワーカーに対する依存が残っており、②クライエントもワーカーも、財やサービスの合法的な獲得にのみ関心を払い、基本的な社会問題に、直接、意識的にとりくむことがないという点にある。⁴⁷⁾ そして、この運動では、運動主体がワーカーへの依存を完全に断ち切って主体性を確立するのに対応して、ワーカーも、クライエントに対する行政管理的な役割を棄て、クライエントの側に完全に立って行動する「活動家としての役割 (the activist role)⁴⁸⁾」が要請されることになる。この役割は、単に個別の改善を獲得するというのではなく、対象者の権利を根本的に実現することをめざしている。要するに、福祉(権)運動では、ワーカーは運動主体の単なる一員であり、特に専門的な技術や知識によって運動主体の形成を援助するといったワーカーのリーダーシップ (従来のC. O. に典型的) は、完全に後退している。

(3) 運動目標。福祉行政の管理強化への反撥を発生因としているこの運動は、政策対象者の基本的諸権利の防衛ないし実現を目標にしている。例えば、'66年6月の福祉権デモでは、①健康と体面を保つ水準までの扶助基準の引上げ、②調査活動の縮少、③家族単位原則の撤廃、④プライバシー侵害反対、⑤追加所得を理由とした扶助給付削減反対、⑥法的諸権利の尊重、など12の要求がスローガンとして掲げられた。⁴⁹⁾ いずれも、生存権・社会保障の権利にかかわるものである。伝統的に個人主義的な価値に依拠してきたアメリカ社会

事業においては、「権利」が価値として認められたとしても、それは、「自助」につながりやすい「自己実現」の権利といったものであり、全ての者が、無条件に社会的生存を国家から保障されるという権利概念は、定着しているとはいがたい。従って、上のような運動主体(=権利主体)の側からの基本的権利の主張は、極めて意義深いといわねばならない。元来、S. A. の目標は、「基本的な制度の変革」といった表現をとった場合でも、実質的には「民主的」手続きによる漸進的な個別の改良を内容としてきた。⁵⁰⁾ Paul, J. E. は、福祉(権)運動も、「民主的な改良運動」であると限定している。⁵¹⁾ 確かに、基本的権利を完全に実現していく為のより戦略的な目標については未だ不明の状態にあるが、反体制的な黒人運動やニュー・レフトの運動への関心からみて、その辺はなお流動的であると見るべきであろう。

(4) 戦術。運動主体と運動対象の分化・対立は戦術の転換を必要とし、また可能にする。M F Y-C A P型のS. A. が、実際には「合意的」で「制度的(institutionalized)」な戦術(例えば、討議・説得・勧告)を多用したのに対し、この運動では、より「抗争的」で「反制度的」な戦術(ピケ、デモ、決起大会、座り込み、ボイコットなど)が用いられたと報告されている。⁵²⁾ 戦術の転換は、運動発生因の認識、運動主体の主体性確立、運動目標の深化などのいわば帰結であり、それ自体がこの運動の本質を物語るものではないが、従来のC. O. やS. A. からのイメージの転換を迫る最も簡単な材料ではある。

IV. 結語—批判と課題—

以上見てきたS. A. の歴史的発展は、決して後のものが前のものにすっかりとって代ったことを意味するのではない。とくに'60年代に現われた2形態は、まだまだ極く限られたものであり、アメリカ社会事業の組織化活動は、今日なお従来のC. O. タイプによって支配されていると見るべきである。従って、前節で見たような新しい諸動向を過大評価してはならないし、これをもって総体としての専門社会事業の変質を見てとることも早計にすぎよう。しかし、確かに最近のS. A. の発展の中には、従来一般になされてきた、「改良主義的社会行動」⁵³⁾といった規定で片付けてしまえ

ない流動的な要素が出てきていることも事実である。「序」で述べておいたように、われわれが S. A. を論ずることの意義は、何よりも、われわれ自身の主体的課題である<社会福祉運動>に対する不連続性を明確にするとともに、両者の連続性を追究することにある。後者に対して前者が、単に不徹底で誤謬に満ちたものであるというだけなら、前者を論ずる積極的理由はない。どのような条件のもとで、S. A. は、現代日本の<社会福祉運動>構築に有効な資源となり得るかが明らかにされなければならない。もちろん、この課題は、もう一方の極に<社会福祉運動>の実践的深化を対峙させなければ、十分に展開できないことはいうまでもない。本稿では、上に見えてきた S. A. の歴史的発展の現在における到達点と、それに対する若干の批判を通して、<社会福祉運動>の性格を仮説的に要約するにとどめる。

(1) 運動の発生因は、社会福祉政策・行政の管理強化と、それによる生存権ないし基本的諸権利の侵害である。Welfare (Rights) Movement はこのことを自覚している。しかし、それは、未だ個別福祉行政における矛盾として、直接的にしかとらえられておらず、より基底にある社会構造の基本的・総体的矛盾の認識には到達していない。われわれは、<社会福祉運動>の発生因は、直接的には福祉政策の個別的諸矛盾であるが、より基底的には、「福祉国家」的粉飾をこらした現代資本主義国家の体制的統合強化であると考える。この認識を欠くならば、労働運動との連帶だけでなく、公害・物価等、生活過程への矛盾の拡大・激化に抵抗して展開されている住民運動・生活闘争との連帶も不可能になろう。

(2) 運動主体は、低所得階層を中心とする社会福祉政策の対象者である。この点は、M F Y-C A P 型 S. A. において既に主張されていたが、政策主体との癒着によって、その主体的組織化はほとんど実現しなかった。福祉(権)運動は、政策主体への反撥を通してこの限界を克服し、更に、アメリカ専門社会事業に伝統的であった、ワーカーの専門職的リーダーシップを後退せしめることによって、その主体性を確立しようとしている。

政策対象者の科学的規定は、社会福祉政策論争の一つの焦点であったが、未だ結論はでていな

い。われわれは、福祉領域においては、政策主体(=運動対象)の階級的規定(現代資本主義国家)に対応させて、政治的な意味での階級的規定(支配一被支配)が有効であると考える。福祉(権)運動では、前述の通り、Eisman, M. が、「福祉階級」として把握しようとしているものの、その概念はあまりにも恣意的・操作的である。⁵⁴⁾運動対象(=政策主体)の認識については、なおさら、直接的で現象的な把握がめだち、国家にまで到達していないと言える。しかし、S. A. 論では、運動主体のパワーの源泉に関する追究が、未だ端緒的で、パワー概念に問題があるとしても、注目に値するだろう。

(3) 運動目標は、直接的には、具体的・個別的な福祉政策の矛盾解決にあるが、より根底的には社会構造の基本的・総体的矛盾の解決をめざすものでなければならない。元来、S. A. は、社会改良運動や、その後の専門社会事業の思想に規定されて、末梢的改良に終始してきたところに、「改良主義的社会行動」と規定される原因があった。しかし、繰り返し述べてきたように、S. A. は、最近専門社会事業に統合しきれない思想性と実態をもつようになってきており、ブラック・パワー・ニュー・レフトの運動との関連如何によっては「改良主義」返上がり日程にのぼるかもしれない。いうまでもなく、「改良」と「改良主義」とは明確に区別しなければならず、<社会福祉運動>は「改良のための闘争を、全体に対する部分として自由と社会主義とのための闘争に従属させ」⁵⁵⁾ねばならない。

(4) 組織化プロセスや戦術の形態が、運動の本質を規定するものでないことは、既に述べたが、これを逆に言えば、如何なる戦術もとり得るということである。従来の C. O. や S. A. において、戦術が限定されていたことこそ問題なのであり、福祉(権)運動が、この限定を突破しようとしていることは評価しなければならない。最後に、組織化プロセスについては、今後、具体的な運動事例の集積からその論理を探らねばならないだろう。

註 1) 1960年代における福祉三法(精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法)の成立は、従来の生活保護法中心の「補充的」な福祉政策からの転換を予兆しているが、それが運動主体側の契機をほとんど媒介にしていないこと、又それら三法が実質

- の乏しい理念規定に留まっていることによって、政策の本質は基本的には変化していないといえる。角田豊『最近における社会福祉諸法の制定過程』(角田「社会保障法の課題と展望」VII章, 法律文化社, 1968年) 及び三浦文夫『1960年代の社会福祉』(『季刊社会保障研究』vol.5, No. 4. 1970年) 参照。
- 2) 長洲一二『都市問題と現代資本主義』(『現代の理論』81号, 1970年10月) p. 14.
 - 3) この点については、一番ヶ瀬康子「アメリカ社会福祉発達史」X章, 光生館, 1963年, に詳しい。要約すれば、(1)アメリカ資本主義の相対的繁栄、(2)広大な資源と労働力不足に基づく階級闘争の緩慢さ→労働運動、社会政策の未発達、(3)ピューリタニズムに基づく自助の精神、(4)開拓精神、地方自治から形成してきたアメリカ地域民主主義、(5) pragmatism。
 - 4) 副田義也「コミュニティ・オーガニゼーション」誠信書房, 1968年, p. 26.
 - 5) 一番ヶ瀬康子、前掲書, p. 195. p. 213. 木田徹郎『ソーシャル・アクション』(木田、副田、竹中編「改訂社会福祉の方法」VII章, 誠信書房, 1966年) p. 178.
 - 6) Cohen, N. E., Social Work in the American Tradition, Holt, Rinehart and Winston, 1958, pp. 157—159.
 - 7) Harper と Dunham は、最も古い定義として、Richmond, M. E. のもの(1922年)を挙げているが、そこではまだ social reform という用語でしか規定されておらず、S. A. の成立時期からいっても、Lee と Coyle を起点とする方がより妥当であろう。Harper, E.B. and Dunham, A., Community Organization in Action; Basic Literature and Critical Comments, Association Press, 1959, pp. 281—283. 参照。
 - 8) 例えば、木田徹郎、前掲書 pp. 178—190、岡田藤太郎「現代社会福祉学入門」黎明書房, 1968年 pp. 321—323、孝橋正一「全訂社会事業の基本問題」ミネルヴァ書房, 1962年, pp. 189—190。
 - 9) Hill, J.L. "Social Action" in *Social Work Year Book* 1951, American Association of Social Workers, 1951, p. 455.
 - 10) 例えば、Wickenden, E., "Social action" in *Encyclopedia of Social Work*, 15, National Association of Social Workers, 1965, p. 697., Youngdahl, B. E., Social Action and Social work, Association Press, 1966, p. 13. p. 105.
 - 11) Rothman, J. "Three Models of Community Organization Practice" in *Social Work Practice* 1968, Columbia University Press, 1968, p. 16.
 - 12) こうした S. A. の位置づけは、'50年代のみならず、それ以前にも例えば、Pray, K.L.M. "Social Work and Social Action" in *Proceedings of the National Conference of Social Work* 1945, Columbia University Press, 1945, pp. 348—359に見られるし、最近では、NASW, "Working Definition of Community Organization Practice" 1962, p. 19 (mimeographed) の中に C. O. の一技術として位置づけられている。
 - 13) Dunham, A., Community Welfare Organization; principles and practice, Thomas Y. Crowell Co., 1958, p. 57.
 - 14) National Association of Social Workers, "Working Definition of Social Work Practice." in *Encyclopedia of Social Work*, 15, National Association of Social Workers, pp. 1028—1030.
 - 15) 「方法や技術の擁護者も、ソーシャル・アクションの擁護者も、社会事業の二重の責任を否定してはいないと思われる。即ち、彼らは両者の適切なバランスと機能的な関係を追求しているにすぎない……社会事業が現代の挑戦に対して支持を与える解答は、個人、集団、コミュニティと共に働く社会事業の経験から引出されなければならない。支持する際の方法や技術は、社会変動の本質に関する基礎科学から抽出された理論的解釈に基づかなければならない。……事実、ある人々がソーシャルアクションからの退却とみなしてきたのは、まさに社会事業の専門職化であったが、今日、ソーシャル・アクションの活路を切り開こうとしているのもその専門職化なのである。……社会事業の進行しつつある専門職化は、また実践家に対して実践の確固たる基礎(社会的政策を形成する強力な用具)を与えることによって、ソーシャルアクション計画にも役立つだろう」(Beck, B.M., "Shaping America's Social Welfare Policy" in Kahn, A.J. (ed.), *Issues in American Social Work*, Columbia University Press, 1959, pp. 191—218)
 - 16) 吉橋澄子『コミュニティ・パワー・ストラクチャ研究批判——アメリカにおけるその課題、方法、視角をめぐって』(『社会学評論』72号, 1968年) pp. 14—15, 秋元律郎『権力構造とリーダーシップ』(秋元、内山編「現代社会と政治体系」第二篇第三章, 時潮社, 1970年) pp. 117—122。
 - 17) Wade, A.D., "Social Work and Political Action," *Social Work*, vol. 10, No. 4, 1963, p. 9.
 - 18) Rossi, P.H., "Power and Politics: A Road to Social Reform," *Social Service Review*, vol. 35, No. 4, 1961. 参照。
 - 19) '64年の政府「経済報告」においてすら、貧困人口3500万人(全人口の約20%)、専門家の推計によれば、基準のとり方による多少の食い違いはあるにしても、ほぼ30~40%の貧困層が存在する。(小谷義次『アメリカにおける貧困の大きさ』、「賃金と社会保障」No. 524. 1970年3月中旬号, 参照)。
 - 20) Grosser, C. F., "the Legacy of the Federal Comprehensive Projects for Community Organization," Twenty-fifth Annual Program Meeting, Council on Social Work Education, 1967, p. 2。
 - 21) 尚、日本には、S.A. と C.O. を展開の場の違いによって区別しようとする考え方(例えば、木田徹郎——地域社会=C.O. 全体社会=S.A., 「社会福

- 祉概論」，新日本法規出版，1964年，p. 270) があるが，本稿では，歴史的に規定された機能の違いによって区別する。
- 22) MFYについて，Rothman, J., op. cit., p. 17.
CAPについては，Kramer, R.M. and Denton, C., "Organization of a Community Action Program: A Comparative Case Study," *Social Work*, vol. 12, No. 4, 1967, p. 68. 参照。
- 23) Morris, R. and Rein, M., "Emerging Patterns in Community Planning," in *Social Work Practice*. 1963. Columbia University Press, 1963, pp. 162—164.
- 24) M.G. ロス，岡村重夫訳「コミュニティ・オーガニゼーション——理論と原則——」，全国社会福祉協議会，1963年，p. 93。
- 25) Grosser, C.F., "Community Development Programs Serving the Urban Poor," *Social Work*, vol. 10, No. 3, 1965, p. 16.
- 26) Morris, R. and Rein, M., op. cit., p. 158.
- 27) Brager, G. は，低所得階層の参加を阻んできた原因として，①コミュニティ生活の特徴，②低所得者の生活，③C.O. の構造，をあげ，とくに⑧におけるソーシャルワーカーをはじめとする参加者の中産階級的性格を強調している。(Brager, G.A., "Organizing the Unaffiliated in a Low-Income Area." *Social Work*, vol. 8, No. 2, 1963, pp. 35—37)
- 28) Grosser, C.F., op. cit., p. 16.
- 29) 例えば，Bisno, H. は，ワーカーの S.A. 活動を①個人的活動，②専門職組織を通じて，③準専門家組織を通じて，④社会機関を通じて，⑤非党派的，非社会事業的結社を通じて，⑥政治的党派に基づく非社会事業的結社を通じて，⑦政治的党派に基づく社会事業的結社を通じて，の 7 つに分け，このうち②③④⑦が専門職ワーカーの立場での S.A. であるが，①コミュニティにおいて専門職的な高い地位を得ようとするワーカーの願望，②政治的中立=公共的態度，③専門社会事業の社会的勢力の限定性，④ S.A. に関する社会事業哲学と教育の欠如等の阻害要因によって，ワーカーの S.A. とりくみは遅れていると述べている。
(Bisno, H., *The Philosophy of Social Work*, Public Affairs Press, 1952, pp. 84—85.)
- 30) Grosser, C.F., op. cit., pp. 17—19.
- 31) Brager, G. and Specht, H., "Mobilizing the Poor for Social Action." in *Social Welfare Forum*. 1965, Columbia University Press, 1965, p. 207.
- 32) Kramer, R.M. and Denton, C., op. cit., p. 78.
- 33) Rothman, J., op. cit., pp. 35—36.
- 34) Epstein, I. は，CAP や MFY におけるワーカーの S.A. 戦術への態度を中産階級や低所得階層のそれと比較して調査した結果，ワーカーは，より制度化された (institutionalized)，合意に基づく戦術を受け入れる傾向が強いことを報告している。(Epstein, I., "Social Workers and Social Action: Attitudes Toward Social Action Strat-egies," *Social Work* Vol. 13, No. 2, 1968).
- 35) Kramer, R.M. and Denton, C., op. cit., p. 68.
- 36) Ibid., p. 80.
- 37) Paul, J.E., "Recipients Aroused: The New Welfare Rights Movement," *Social Work* Vol. 12, No. 2, 1967, p. 101.
- 38) Ibid., p. 102.
- 39) Riessman, F. は，この運動を推進する 5 つの要因の 1 つに，「黒人運動の両翼（統合主義者と民族主義者）」をあげている。(Riessman, F., "The Strength of the Poor," in *Social Welfare Forum* 1964., Columbia University Press, 1964, p. 184), この外，Rothman, J. や Grosser, C.F. は，S.A. を広義に解して黒人運動の諸団体 (CORE, SCLC, COFO など) をその運動主体に数えている。(いずれも前掲論文)，黒人運動の歴史・思想については，鶴見俊輔編「アメリカの革命」，筑摩書房，1969年，及び，「構造」一特集：アメリカの反乱と現代世界—1970年3月号を参照。
- 40) Paul, J. E. は，権利侵害の具体例として，次のようなものをあげている。①私生児があるという理由で扶助を拒否された，②広範に行なわれている夜中の調査，③一般法で要求されている人々以上に親せきに経済援助の責任を負わせる，④貧困者の移転を妨げる法令，⑤あいまいで自由裁量のきく，獲得困難な受給資格基準，(Paul J.E., op. cit., pp. 103—104)。
- 41) Ibid., p. 102.
- 42) Bisno, H. は，自己の利害の判断主体=自己決定の主体についての前提を，①クライエントの自己決定の権利，②主体的判断と自尊心を損なわずにクライエントが必要なサービスを受けることができる権利，③クライエント自身の力と強さ (powers and strengths) を活用するように奨励されること，の三つに分け，第三の原理は，従来の代理的な「改良運動」から被抑圧者自身の組織化による「革命運動」につながる恐れがあると言わっている，と述べている。(Bisno, H., op. cit., pp. 96—98)。
- 43) Brager, G. and Specht, H., op. cit., p. 201.
- 44) Rothman, J., op. cit., p. 32.
- 45) Eisman, M., "Social Work's New Role in the Welfare Class Revolution," *Social Work*, Vol. 14, No. 2, 1969, pp. 82—84.
- 46) Riessman, F., op. cit., pp. 82—83.
- 47) Eisman, M., op. cit., p. 83.
- 48) Grosser, C.F., op. cit., pp. 19—20.
- 49) Paul, J.E., op. cit., p. 105.
- 50) 例えば，Youngdahl, B.E., op. cit., pp. 21—34。
- 51) Paul, J.E., op. cit., p. 105.
- 52) Ibid., p. 102, Rothman, J., op. cit., pp. 30—31。
- 53) 孝橋正一「社会科学と社会事業」，ミネルヴァ書房，1969年，p. 160
- 54) Eisman, M., op. cit., p. 82.
- 55) レーニン，マルクス・レーニン主義研究所訳「なにをなすべきか？」（全集第5巻下，大月書店，1954年）p. 432。